

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 118

【共通】問1 危険物の定義に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 酸化性固体とは、固体であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する感受性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- (2) 可燃性固体とは、固体であって、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- (3) 引火性固体とは、固体であって、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- (4) 引火性液体とは、液体（第3石油類、第4石油類及び動植物油類にあっては、1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）であって、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

【消防用設備等】問1 次に掲げる防火対象物のうち、設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等で簡易消火用具及び非常警報器具以外のものを設置した場合、消防法令上、消防長又は消防署長による検査が必要でないものを1つ選べ。ただし、防火対象物の延べ面積はいずれも150㎡とする。

- (1) 遊技場
- (2) カラオケボックス
- (3) ペンション
- (4) 養護老人ホーム

【消防用設備等】問2 地下3階、地上25階、延べ面積が1万㎡の防火対象物で出火した場合、消防法令上、非常ベルの音響装置は、出火階に応じ、階を限定して警報を発することができるものとしなければならないこととされている。下表のB欄に掲げる階は、A欄に掲げる階から出火した場合にそれに応じて限定して警報を発しなければならない階として記載したものであるが、消防法令上誤っているものが1つあるのでその番号を選べ。

	A (出火階)	B (出火階がAの場合に限定して警報を発すべき階)
(1)	20階	20階、21階
(2)	1階	地下1階、1階、2階
(3)	地下1階	地下3階、地下2階、地下1階、1階
(4)	地下2階	地下3階、地下2階、地下1階

【防火査察】問1 消防法第5条の3第2項の規定により物件の除去を消防職員にさせたときは、消防長等は当該物件を保管し、当該物件の内容等について、保管を始めた日から起算して14日間、当該消防本部又は消防署に掲示する必要があるが、公示する内容等に関する記述のうち、不適切なものは次のうちどれか。

- (1) 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した物件の所在した場所及び物件を除去した日時
- (3) その物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) その物件を除去した消防職員の氏名及び役職

【防火査察】問2 違反処理等に関する記述のうち、不適切なものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第4条第1項に基づく資料提出命令は、資料としてすでに作成若しくは作成される予定である文書等を提出するものであるのに対し、報告徴収はあくまで報告するために文書等を作成し、これを提出するものである。
- (2) 消防法第3条第1項に基づく屋外の火災予防措置命令は、数量のいかんを問わず危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者を対象としているのに対し、消防法第16条の6第1項に基づく無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令は消防法第10条第1項の規定に違反して指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者を対象としている。
- (3) 消防法第5条第1項に基づく防火対象物に対する措置命令の命令要件の一つである「火災の予防上必要があると認める場合」は、消防法第4条第1項のように抽象的な火災危険性の存在でも足りる。
- (4) 消防法第5条第1項に基づく防火対象物に対する措置命令は、原則として、弁明の機会を付与する必要があるが、緊急に命令を発動する必要がある事案等については、弁明の機会を付与することなく当該命令を発動する場合もある。

【危険物】問1 貯蔵及び取扱いの基準の例外についての次の記述のうち、明らかに誤っているものはどれか。

- (1) 第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所等において、危険物に該当しない不燃性の物品を貯蔵することができる。
- (2) 製造所等において、所轄消防長又は消防署長の承認を受けた場合には、許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができる。
- (3) 同一の貯蔵所において、一定の組み合わせであって、相互に1m以上の間隔を置く場合には、類を異にする危険物を貯蔵することができる。
- (4) 屋内貯蔵所において、塊状の硫黄等については、容器に収納しないで貯蔵することができる。

〔人事管理〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 正しい。
 (3) 該当しないため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 正しい。

〔行政手続〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 根拠を要する場合もあるため、誤り。
 (2) 民事訴訟又は当事者訴訟であるため、誤り。
 (3) 行政行為の説明であるため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 適用されるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 徹底した残火処理は必要であるが、破壊は最小限とし火災原因調査を考慮する。

問2 答 (4)

解説 情報ではなく、行動を統制する。

問3 答 (1)

解説 トンネル内部の構造や災害の進展により、長時間かつ広範囲での活動を強えられる。また、部隊を立体的かつ広範囲に展開させる必要がある。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 正しくは、少なくとも年1回以上。患者等搬送事業認定基準参照

問2 答 (2)

解説 応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものをあてるものとする。応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱参照。

問3 答 (4)

解説 消防法第35条の5第5項において、実施基準を定めたときは、遅滞なく公表しなければならないとされている。また、同第6項において、実施基準の変更について準用するとしている。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) ○ 消防法別表第1備考1号参照。
 (2) ○ 消防法別表第1備考2号参照。
 (3) × 消防法別表第1備考7号参照。「引火性固体とは、固形アルコールその他1気圧において引火点が40度未満のものをいう。」とされ

ている。なお、引火性固体は第2類（可燃性固体）の一種として位置付けられているので、可燃性固体の定義に当てはまるのが前提となっている。

(4) ○ 消防法別表第1備考10号参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) × 消防法施行令第35条第1項第2号参照。遊技場は延べ面積が300㎡以上のものが消防機関の検査を受ける必要があるとされており、延べ面積が150㎡のものは対象外である。
 (2) ○ 消防法施行令第35条第1項第1号イ参照。
 (3) ○ 消防法施行令第35条第1項第1号イ参照。
 (4) ○ 消防法施行令第35条第1項第1号イ参照。

問2 答 (2)

解説 消防法施行規則第25条の2第2項第1号ロ参照。「地階」は地下にある全ての階を指すので、この防火対象物の場合、1階で出火すれば、1階と2階のほか、地下1階に加えて地下2階及び地下3階においても同様に警報を発することができなければならない。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防法第5条の3第4項により適切。
 (2) 同上。
 (3) 同上。
 (4) 物件を除去した消防職員の氏名等は公示する必要はなく、その他保管した物件を返還するために必要な事項等が公示すべき内容であるので、不適切。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適切。
 (2) 違反処理マニュアルにより適切。
 (3) 抽象的な火災危険性の存在では足りず、個別的、具体的な火災危険性が存在する場合であるので、不適切。
 (4) 違反処理マニュアルにより適切。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 許可・届出物品名以外の危険物の貯蔵、取扱い禁止についての例外はない。
 [参照条文]
 危険物の規制に関する政令第24条第1号、第26条第1項第1号、第1号の2、第2号

問2 答 (1)

解説 いずれも給油取扱所における危険物の取扱いの基準として定められている。
 [参照条文]
 危険物の規制に関する政令第27条第6項第1号ニ、ホ、ヲ、ワ